
プロジェクト 中小企業の会計に関する指針

項目 改正「中小企業の会計に関する指針」への対応案について

本資料の目的

1. 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「関係四団体」という。）は連名で「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）を公表している。本資料は、2015 年 10 月に公表された「中小企業の会計に関する指針」の公開草案（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントをご紹介しますとともに、当該コメントへの対応方針案について、ご了承を頂くことを目的としている。
2. なお、中小会計指針の概要及び中小会計指針の改正にあたっての当委員会の手続きは別紙のとおりである

本公開草案に寄せられたコメントの概要及び対応方針（案）

（本公開草案の概要）

3. 今回の改正中小会計指針の公開草案は、第 320 回企業会計基準委員会（2015 年 9 月 25 日）で了承された後、関係四団体すべての了承を得て、2015 年 10 月 2 日に公表された。
4. 本公開草案では、以下の事項に関して中小会計指針の記載の明確化を図ることを提案した。なお、これらの見直しは、従来の取扱いについて変更することを意図するものではない。
 - (1) 重要性の原則（第 9 項(2)）
 - (2) 固定資産の減損（第 36 項）
 - (3) 税効果会計（第 61 項）
 - (4) 企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の取扱い（第 82 項）

（本公開草案に寄せられたコメントの概要）

5. 本公開草案に寄せられたコメントに関する概要は以下のとおりである。
 - (1) コメント募集期間 : 10 月 2 日から 11 月 2 日（1 か月）
 - (2) 受領したコメント件数 : 1 件
6. コメントは、第 4 項(1)の重要性の原則に関するもの¹であり、本公開草案第 9 項(2)²

¹ 審議事項(4) 参考資料 5 参照。

² 審議事項(4) 参考資料 2「中小企業の会計に関する指針」(案) 第 9 項(2) (4 ページ) (目次

において追加することを提案した「重要性の原則は本指針のすべての項目に適用される。」旨の記載ではなお不明確であり、「重要性の原則は各論に特段の記載がなくとも、本指針のすべての項目に適用される。」（下線はASBJ事務局が追加した。）と修正することを提案している。

(中小会計指針専門委員会での審議を踏まえたコメントへの対応方針(案))

7. 寄せられたコメントを踏まえた中小会計指針の最終的な改正案は、2015年12月15日開催の「中小企業の会計に関する指針」作成検討専門委員会（以下「中小会計指針専門委員会」という。）で検討を行った。中小会計指針専門委員会では、本年度の幹事団体である日本公認会計士協会より、本公開草案では「本指針の記載範囲及び適用にあたっての留意事項」において、「重要性の原則は、すべての項目に適用される」という記載を挿入しており、各論に特段の記載がなくとも、重要性の乏しい項目に関しては簡便な会計処理の方法によることができることとしているので、本公開草案の記載どおりとするというコメントへの対応方針が提案され、特段の異議は示されなかった。
8. そこで、第4項(2)から(4)の本公開草案におけるその他の提案を含め、公開草案どおりの内容で最終化すべく、関係四団体における各々のデュー・プロセスを経て、中小企業の会計に関する指針作成検討委員会（以下「中小会計指針作成検討委員会」という。）に付議することとなった³。
9. また、関係四団体のウェブサイト上で公表する予定の本公開草案に対するコメントの概要及びそれに対する対応方針(案)は、審議資料(4)参考資料4「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメント募集の結果について(案)のとおりである。

今後のスケジュール及び今後の検討事項の取扱い

(本公開草案の最終化に向けてのスケジュール)

10. 2016年1月26日に開催される中小会計指針作成検討委員会において改正中小会計指針の公表に関する審議が行われ、改正中小会計指針の公表について承認された場合、遅滞なく関係四団体のウェブサイト上で、改正された中小会計指針及び新旧対照表をコメントの概要及びコメントへの対応とともに公表する予定である。

(「今後の検討事項」(資産除去債務)の取扱い)

11. 中小会計指針においては、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」

を含まない。)) 参照。

³ 改正内容については審議事項(4)参考資料3「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表(案)を参照。

(以下、「資産除去債務会計基準」という。)の取扱いに関して、今後の検討事項として、「今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。」としている。

12. 資産除去債務会計基準の取扱いについては、中小企業関係者の意見を踏まえ、コスト・ベネフィットも考慮して検討を行っていくこととしており、中小会計指針専門委員会において、情報収集をどのように行っていくかを含め、検討する予定である。

ディスカッション・ポイント

「中小企業の会計に関する指針」の公開草案に寄せられたコメントを踏まえた対応方針案について、ご意見があれば頂きたい。

以 上

(別紙)

中小会計指針の概要

(中小会計指針の制定経緯とこれまでの改正経緯)

1. 中小会計指針は、「中小企業の会計に関する研究会報告」(中小企業庁、平成14年6月)、「中小企業会計基準」(日本税理士会連合会、平成14年12月)、及び「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」(日本公認会計士協会、平成15年6月)の3つの報告書を統合する形で、平成17年8月に関係四団体の連名で公表された。この公表は、平成17年7月に公布された会社法において「会計参与制度」が導入されたことにも対応している。
2. 中小会計指針は公表後、当委員会が公表する会計基準の新設若しくは改正、又は関係法令の改正などに伴い、ほぼ毎年改正を行ってきている。中小会計指針を改正する手続きとしては、関係四団体及び学識経験者等から構成される中小会計指針専門委員会と親委員会に相当する「中小企業会計作成検討委員会の審議を経ることとしている。具体的には、当該専門委員会での検討を経て公開草案を公表し、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて更に当該専門委員会で検討を行ったうえで、中小会計指針作成検討委員会を招集して検討を行い、全会一致での了承を得て、改正した中小会計指針を公表している。

(中小会計指針の目的及び適用対象)

3. 中小会計指針は、中小企業が計算書類を作成するにあたり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものであり、とりわけ、会社法上、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。このため、中小会計指針は一定の水準を保つものとされ、中小企業は中小会計指針により計算書類を作成することが推奨されている。
4. 中小会計指針の適用対象は、以下の会社を除く株式会社とされている。
 - 金融商品取引法の適用を受ける会社及びその子会社並びに関連会社
 - 会計監査人を設置している会社及びその子会社

中小会計指針の改正にあたっての当委員会の手続き

1. 中小会計指針は、金融商品取引法適用会社には適用されず、当財団の定款第52条で定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針」には該当しないことから、「企業会計基準等の開発に係る適正手続きに関する規則」で規定した会計基準等の対象には当たらないとされる。しかし、「企

業会計基準委員会」という名称を使用して公表するものであるので、適正なデュー・プロセスを図る観点から、中小会計指針の改正にあたっての当委員会等における手続きは、以下の手順を踏むこととしている⁴。

- (1) 中小会計指針の改正にあたっての公開草案の公表に向けての手続き
 - ① 当委員会事務局での検討を踏まえて、中小会計指針専門委員会の審議に参加する。
 - ② 中小会計指針専門委員会での検討を踏まえた公開草案については、企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る(中小会計指針の位置づけを踏まえ、議決は行わない)。その後、関係四団体すべての了承が得られた段階で公開草案が公表される。
- (2) 最終的な改正された中小会計指針の公表に向けた手続き
 - ① 当委員会事務局は、公開草案に寄せられたコメントの分析及び検討を行ったうえで、中小会計指針専門委員会の審議に参加する。
 - ② 中小会計指針専門委員会での検討を踏まえた中小会計指針の最終的な改正案については、企業会計基準委員会に付議して審議を行い、了承を得る。
- (3) 当委員会事務局は企業会計基準委員会の了承を得た上で、中小会計指針作成検討委員会の審議に参加する。改正された中小会計指針は、中小会計指針検討委員会で全会一致での承認が得られた段階で公表される。

以 上

⁴ 第 303 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 9 日）で了承されたものである。